

## 大阪市内における就業構造基本調査の概要

平成 19 年 10 月 1 日現在で実施した平成 19 年就業構造基本調査の結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この統計調査は、統計法に基づく指定統計調査（第 87 号）として昭和 31 年に第 1 回調査が行われて以来、今回は 15 回目の調査となる。

調査の目的は、我が国の人口の就業・不就業の実態に関する基本的構造を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

本市では、平成 17 年国勢調査の 2 万 4572 調査区の中から抽出された 311 調査区に居住する世帯の中からさらに選定された約 5900 世帯の 15 歳以上の世帯員について、調べた標本調査である。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族
- 2 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- 3 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者

### 【利用上の注意】

- 1 ここに掲げた統計表は、標本調査による推計値であるため、表章単位未満の位で四捨五入しており、また、総数に分類不能・不詳等の数値を含んでいるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の「0」、「0.0」は、集計した数値が表章単位に満たないものである。
- 3 統計表中の「-」は、該当数値のないもの、又は平均値及び割合の算出に当たって除数が 0 のものである。
- 4 この調査は標本調査であるので、調査の結果数字は、誤差を含んでいる。
- 5 各回調査ごとに標本抽出率が異なる。したがって標準誤差が異なるので、前回比較は概数的なものにとどまることにご注意ください。